

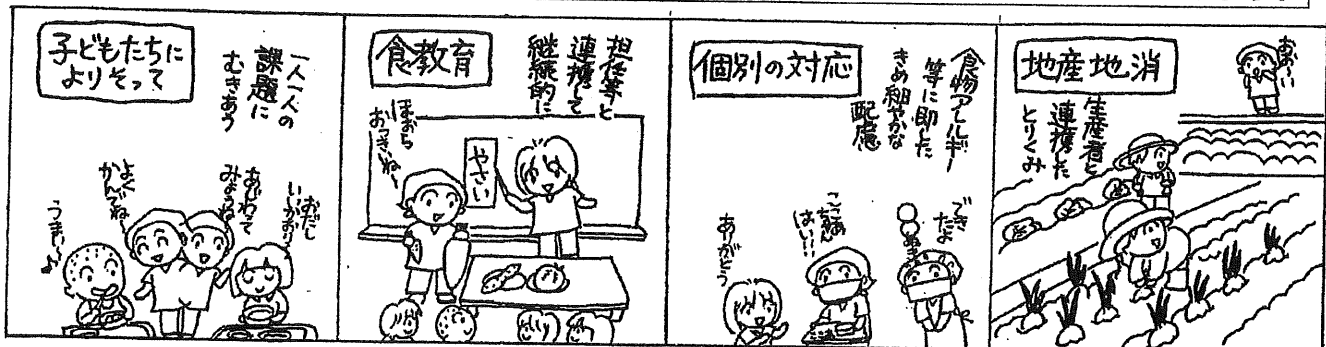
**学校栄養職員・栄養教諭の
1校1名の配置を求める要請署名**

全国で給食を実施している学校は約3万校あるのに…… **約2万校には栄養士がいません!**

学校栄養職員・栄養教諭は、食の安全性に配慮し、日本の食文化を大切にしながら、子どもたちの成長・発達を保障する豊かな学校給食が実施できるよう努力を重ねてきました。食生活の変化や子どもたちの実態からも、学校給食を通じた食育がますます重要になっています。未実施の学校でも配置の要求は高まっています。

小・中学校	単独校	学校給食実施対象児童・生徒数 550人以上の学校・・・(1人) 549人以下の学校・・・(4校に1人) *550人未満の学校が3校以下の市町村には1人
	共同調理場	学校給食実施対象児童・生徒数 1,500人以下・・・(1人) 1,501人～6,000人まで・・・(2人) 6,001人以上・・・(3人)
特別支援学校(義務制)・・・		1校1名の配置
夜間中学・定時制高校・・・		配置基準がない

すべての学校に1校1名配置すると、たとえばこのような事を実現することができます。



すべての都道府県で栄養教諭制度が一層促進され、希望する学校栄養職員全員が速やかに栄養教諭として任用されるよう以下のことを要請します。

要 請 項 目

1. 配置基準を改善し1校1名の学校栄養職員・栄養教諭を配置すること。当面、配置基準の対象人数を550人以上から300人以上の学校とし、基準に達しない場合は4校に1人を2校に1人の配置にすること。共同調理場についても、単独校と同様の配置基準とすること。
2. 栄養教諭免許を取得した学校栄養職員については、希望者全員を速やかに栄養教諭に任用するよう自治体に働きかけること。さらに栄養教諭の配置がすすむよう予算確保を行い、産休代替えについても栄養教諭となるようにすること。
3. 認定講習会の開催については、希望する学校栄養職員全員が受講できるようにすること。特に専門の2単位については、国の責任で受講できるように措置を講じること。

全日本教職員組合(全教)

全日本教職員組合 栄養職員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

2018年

氏 名	住 所

※この署名の住所・氏名は目的以外の使用はしません。

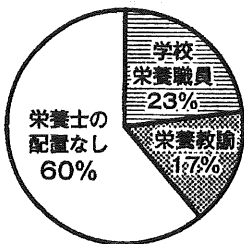
安全で豊かな学校給食の 実現と生きる力を育む 食教育の充実のために



給食の時間は、「ただ昼ご飯を食べる時間」ではなく、「教育として位置づけられた特別活動の一環」です。毎日の献立が「生きた教材」であり、児童・生徒のたくさんの力を引き出すことができる大事な教育の時間です。

1校に1名の学校栄養職員・栄養教諭を！配置基準の改善は急務です！

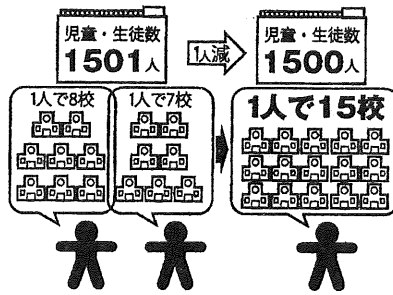
3校に1人程度しか 配置されていない現状



学校給食実施
状況調査
2015年5月現在

多くの小・中学校・特別支援学校・定時制高校（私学含む）で給食は実施されています。給食実施学校すべてに1名配置するには30,769人必要ですが、学校栄養職員・栄養教諭の配置は約40%の12,074人（国の基準の定数）です。そのうち、栄養教諭は5,428人で17%程度にすぎません。

「1人ではこんなに 何校もみられない！」



栄養職員の配置基準（公立義務教育諸学校の教職員定数法における学校栄養職員等の定数）

小・中学校	単独校	学校給食実施対象児童・生徒数 550人以上の学校………(1人) 549人以下の学校…(4校に1人) *550人未満の学校が3校以下の市町村には1人
	共同調理場（給食センター）	学校給食実施対象児童・生徒数 1,500人以下………(1人) 1,501人～6,000人まで……(2人) 6,001人以上………(3人)
特別支援学校（義務制）………1校1名の配置		
夜間中学・定時制高校………配置基準がない		

給食センターの配置基準では子どもの人数が数人減るだけで、配置人数が2人から1人になります。

どの学校にも1名配置されることが望ましいのですが、段階的な定数改善に向けた当面の要望を要請項目に組み入れました。

特別支援学校は1校1名配置が基準ですが、児童生徒数が増えており、特別食などの個別対応の複雑さや小学部から高等部までを対象とした食育も大変です。寄宿舎併設校では朝・夕の献立作成も必要なため、複数配置を要求しています。また、配置基準さえない**定時制高校**では、栄養職員が調理員の仕事も兼ねているところ（枠内配置の場合）もあり、本来の力を十分発揮できずにいます。

急がれる栄養教諭への任用替え！

☆私たちがめざし、積み上げてきた実績の上に「栄養教諭」の職務があります

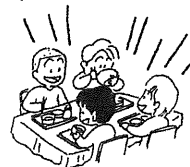
私たちは栄養職員として「給食管理」を大切にしながら「食に関する指導」もしてきました。子どもたちの食生活の課題から「食育基本法」が制定され、学校教育の中で給食を通した食育の重要性が明確に位置づけられました。栄養教諭はその中心としてより専門性が発揮できるようつくられた制度です。学校栄養職員としての実績が教育として見直された結果です。

☆なぜ免許があるのに「栄養教諭」になっていないのでしょうか！？

多くの栄養職員が栄養教諭の免許を取得していますが、配置は各自自治体が決めることになっています。京都や大阪・兵庫・鹿児島等希望者全員が任用替えになった府県もありますが、東京都など栄養教諭の配置が5%にも満たない自治体もあり、各県の格差はますます広がっています。私たちは、免許取得後は希望者すべてが栄養教諭として任用されるよう要求しています。

10年以上改善されていない配置基準は、今年度も改善はなく、食の指導への対応加配として、全国で若干名の配置だけです。

年々、アレルギーを持つ児童・生徒は増え、原因物質も多種多様になっています。現在の配置基準では、食物アレルギー等個別の課題に対応したきめ細やかな学校給食の配慮は困難です。



毎日見届けられると安心なのに…

配置基準改善に向けて、署名にご協力をお願いします！

全日本教職員組合（全教）栄養職員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1
TEL 03-5211-0123 / Fax 03-5211-0124